

第四節 貢租・検地

概要

尾張藩は藩財政をより強固なものとするため、財政の緊縮を図るとともに、家臣からの上納、富豪からの調達金、そして一般貢租の増加を計画し、当初から農民への増税、藩士などへの支給を減少するなど多くの対策を講じてきたが、元禄時代（一六九〇年代）の中頃に至つてこの政策は、農民から町人（商売人）を対照とするようになり、容易に運上金（営業税）を課すことができた時期でもあつたと考えられる。

したがつて農民にとつては、正保年代（一六四四～一六四七）に行われた「概高」以後の四公六民の制度には変わりがなく、他藩で行われたような直接の増税はみられなかつた。これは多くの資料にもあらわされている。

『愛知県農地史』は、尾張藩の財政基盤の確立についてつぎのようにしるしている。

『農民を死地に追いつめるほど貢租は過重でなかつた。大名が自己の消費膨張とともに財政危機を開くために、もつとも一般的におこなつた土地租税の増徴策は尾張藩では実施を見なかつた。その税率は藏入地、知行地ともに低下する傾向があつた。自己の財政的窮乏を農民に転嫁しなかつた……』

一方、緊縮政策による多くの儉約令に対しては、反抗もなく末端まで徹底し、その効果は大いにあがつた。

こうして徳川封建制下にあつても尾張の農民は、増税からのがれ、支配権力との争いもなく農作業にはげみ、藩の強力な施策の推進に力を得、生産の拡大をはかつた。

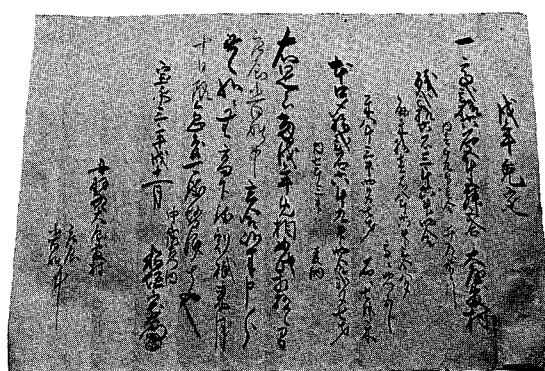


図2-61 成年免定（大屋敷丹羽龍二氏所蔵）

貢租（年貢）にはつぎの種類があり、今日の税金にあたるものであった。

- | | |
|------------|-------|
| 1 本途物成・付加米 | 2 小物成 |
| 3 高掛物 | 4 夫役 |
| 5 その他 | |

(イ) 綿布役銀

(ロ) 御用金・冥加金

賦課方法については、租税の賦課はすべて村を単位に行われている。

つぎに税種（基礎）は検地の結果定められた村高（石高）で正租をはじめ諸役に至るまで、これを基準とした。そしてこの時代は比例課税で、たとえば一〇〇石の高持が五〇石の租税を出せば、一〇石の人は五石を出すという方法で、小農民ほど負担が重くなっていた。

貢租の中でも一番重要とされていた正租（本途物成）は原則として米で納入するよう定められ、租率は「免」と称して、村高に免を乗じて租

米を算出しこれを納入していた。

この租率が、五割ならばこれを「五ツ免」、五割三分ならば「五ツ三分」といい、一〇石高の田畠の租率が六ツ免ならばすなわち、六石の租米の納入が課せられていたわけである。この租米を「取米」ともよんでいた。

租率（免）は支配者により、また年代によつて多少の異なりはあつたが、これをきめるには「検見」と「定免」の

七合物、込米の三つを課した。

口米には三升口米、七升口米とがあり、前者は蔵入地のみで租米一石について二升を付加して徴収し、これを代官、地方役員の雜用費として支給することとなつていて。後者は天和二年（一六八二）知行地に課せられた口米で租米一石について七升とした。この口米の上納は寛政年代になつて中止されている。

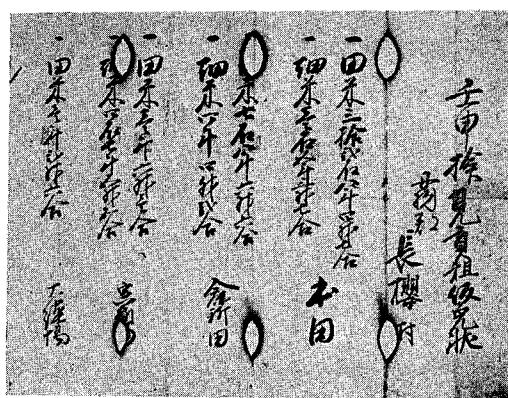


図2-62 壬申檢見貢租仮免狀(長櫻鈴木嘉一郎氏所藏)

二つの方法がとられた。

検見法（見取法とも）は、毎年秋に実際の収穫高を調査し、これによつて租率を定める方法で、その年々の豊凶によつて租率は変わつた。定免法は、過去数年間の出来ぐあいを基にして基準収穫量を推算して、以後数年間は検見を実施せず豊凶にかかわらず一定の租率を課す方法であつた。

年ごとの貢租（税金）の割付けの令状を「年貢免狀」とよび、完納証明として「年貢皆済目録」が交付されていた。

年貢が「六公四民」といわれたのは、収穫の六〇パーセントが藩へ、残り四〇パーセントが農民の手元にのこることをいつたもので、「六ツ免」と同じ意味である。

こうして尾張藩では、収穫米の六割を租米として納入させることを原則としさらに、免によつて徴収される正租のほかに、付加米として口米、

表2-12 村々の定免(尾張徇行記より)

村名	村高	免	村名	村高	免
	石斗升合	ツ分厘		石斗升合	ツ分厘
小口村	2,778 2 5 8	5 2 6	同所子新田	629 1 5 2	5 3 5
同所入鹿新田	25 8 4 8	5 2 6	同所新田	44 5 6 0	5 1 8
河北村	923 7 5 2	4 0 0	御供所村	161 8 7 5	4 0 0
同所入鹿新田	20 3 5 2	4 0 0	同所入鹿新田	32 1 4 2	4 5 5
余野村	539 3 1 5	3 3 6	長桜村	107 7 3 7	3 9 5
同所入鹿新田	2 2 9 3	4 4 0	同所入鹿新田	19 1 3 8	6 1 0
外坪村	340 5 7 0		長桜替地新田	163 9 3 0	3 6 0
同所入鹿新田	173 2 0 8	4 7 5	八左工門新田	55 0 1 8	5 1 0
同所三ヶ一新田	10 0 4 7	5 4 5	宗雲新田	34 0 2 2	3 7 6
同所午新田	5 9 4 2	4 8 0	伝右工門新田	80 8 7 8	4 5 0
大屋敷村	846 4 7 5	4 0 0	三右工門新田	69 2 7 5	5 2 0
同所入鹿新田	54 2 5 1	5 0 8	又助新田	20 6 4 8	4 3 5
同所入鹿出新田	13 6 8 6	5 1 8	九郎右工門新田	93 1 8 1	5 0 5
同所丑新田	20 2 6 1	2 5 0	小折新田	133 0 2 0	3 7 8
同所未新田	6 8 5 8	4 1 5	清右工門新田	28 4 1 0	4 9 0

込米は粗米を俵に入れるとき、一石について四升を込米として入れるように定められ、七合物は年貢一石について七合の付加米で藩の米倉の入用として徴収されたものであり、これら付加米を合せると一割一分七厘に達していた。不作の年には改めて検見が実施され、その状況によつて減免がなされたことがあつた、これを「検見引」と称し、また村によつては年数引、定引、前々引、証文引といつた減免措置が多くとられた。

年数引とは、洪水などで一定の間年貢を免除することであり、定引、前々引は堤敷地、用水のつぶれ地、荒地など永久的な免税地であり、初年度を定引、以後を前々引といつた。証文引は、藩士の屋敷、道路敷地など公用地で奉行が証文をだしたものである。

これらの種々の引(減免)は村高にははいつていたが、年貢は免除されていた。

つぎに畠の収穫は米に換算され、その基準は寛保年間(寛保二年一七四三)につぎのようにきめられ、以

第4節 貢租・検地

表2-13 村々の減免(引)(尾張徇行記より)

村名	村高	免	減免		備考
			種類	石高	
小入鹿新田	石斗升合 25 8 4 8	割分厘 5 2 6	証文引	石斗升合 9 3 1	田 1反 3畝 1歩
河入鹿新田	20 3 5 2	4 0 0	々	3 8 3	田 3畝14歩
余野村	539 3 1 5	3 3 6	前々引	2 3 4	畠 3畝10歩
外坪村	340 5 7 0		定引	1 9 7	田 1畝 9歩
々入鹿新田	173 2 0 8	4 7 5	々	4 3 6	田 2畝 5歩
大屋敷村	846 4 7 5	4 0 0	前々引	7 8 3	田 8畝21歩
々入鹿新田	54 2 5 1	5 0 8	前々引	3 5 8	田 1畝26歩
御供所村	661 8 7 5	4 0 0	定引	1 7 1	田 1畝25歩
々入鹿新田	32 1 4 2	4 5 0	前々引	2 8 1	畠 2畝22歩
宗雲新田	134 0 2 2	3 7 6	々	3 6 1	畠 5畝 5歩
				7 1 9 6	田畠 4反5畝5歩)荒地

後これが用いられた。

麦一石は米五斗

大豆一石は米八斗

稗一石は米三斗

すなわち麦は米の五分、大豆は八分、稗は三分ということであり、これ以外の畠作物も、すべてこれに準ずるとなつていた。こうして畠の貢租は原則として米納とされていたが、特別麦で上納することがあつた。これを麦成とよんだ。

麦成は尾藩藩特有のもので、畠の少ない村には賦課されていないが、藩用の味噌、醤油の原料として、あるいは馬の飼料用に上納させたものといわれている。

尾張徇行記にしるされているものをみると、

金	野	村	麦成
大	屋	敷	麦成
同所入鹿新田	麦成	六石七斗五升	
小折出新田	麦成	三石五斗九升二合	
麦成	三斗		
一石一斗			
同所入鹿新田	御供所村	麦成	一斗九升
外坪村	御供所村	麦成	七斗一升六合
麦成	二石		

などがある。

農民は、こうして決められた貢租のほか、小物成、高掛物、夫役、綿布役銀などの負担が課せられた。

小物成は、山や川の利用、商業の営業、野山、川堤の草木の利用などに課せられた税である。

高掛物は村々の石高を基準にして賦課された、夫銀、堤銀、伝馬銀である。

夫銀は夫役を銀納したものである。労力奉仕（主に土木事業）を三日間することになっているものが、人夫賃として高一〇〇石につき銀五〇匁が役銀として課せられ、堤銀は御用堤をはじめ堤防などの普請の入用にあてるもので、新古木津用水については、高一〇〇石について銀四〇匁が定められていた。

伝馬銀は、宿場の助郷人馬の入用にされたもので、高一〇〇石に七〇匁の負担で毎年六月と十月の一回に分納した。つぎに綿布役銀は十四才から六十才までの女子のいる高一石以上の農民に課せられるものであつた。

このほかにも時に応じて特別の夫役や献金などの諸負担も課せられ、農民にとっては非常に苦しい負担がしいられた。反面、藩は農民が災害を受けた場合にそなえ、「恩典・恩賞」の制度をつくり備蓄に心掛けたが、これらも負担は農民にかかっていた。

農民が人夫として労役を負担する夫役には三日役と助郷があつた。

労役の負担といつても、これは農村生活には好都合なことも多くあつた。三日役は持高四石五石以上の百姓に



図2-63 已諸役銀割付帳

第4節 貢租・検地

表2-14 小物成の賦課(尾張徇行記より)

村名	区分		備考
	名称	上納銀	
小口村	柳枯草場	19匁3分	江通両井桁桁 3,928間片法3尺
外坪村	〃	3匁8分	古木津江両堤長309間
御供所村	〃	1匁8分	川通長100間片法1間 長35間同3尺合35歩
余野村	松山生		面積 4町8反1畝7歩
小口村	〃		〃 8町歩
外坪村	萩年貢 (竹役)		20本結1束16本
同所入鹿郷新田	〃		50本結2束36本
長桜替地新田	〃		50本結1束
伝右工門新田	〃		50本結20本
小折出新田	〃		50本結2束22本
大屋敷村	〃		萩年貢アリ
長桜村	〃		〃
小折出新田	〃		木津杣へ御役縄出ス

検地 藩政時代の徵税制度のなかで農民の貢租を規定するもつとも重要な基本方策の一つに検地がある。すなわち土地の状況、面積の調査である。もつともこれに類似する制度はつぎのように古くから行

春、秋それぞれ三日づつ課せられ、堤普請、川除え、井溝の修理などの工事についた。尾張徇行記には、当時の各村々に課せられた三日役がしるされている。

小折入鹿新田	長桜村	御供所村	大屋敷村	余野村	小口村	村名
一八	三〇	二〇	二三	七八	四三一〇	三日役
清右工門新田	九郎右工門新田	三右工門新田	伝右工門新田	宗雲新田	八佐工門新田	長桜替地新田
六九	三	一五	一八	三	三〇	三日役

われてきた。

一、大化革新の詔

一、平安時代における民部省図帳作成制度の確立

一、中世荘園の検査

一、鎌倉時代における田文の徵収

これらがその主要なものである。

検地により村の石高（一定の土地の生産力を米穀によつて表わす方法）が決められ、あわせて藩の知行高も定められてこれが租税徵収の基礎となつた。

検地は、土地の境界を明確にし、その面積を測りあわせて品位も決めた。すなわち耕地の肥瘠、屋敷の階級に応じて、生産高を調査し町村の総地積および総石高を定めることで、間竿や縄を入れて測るところからこれを「竿入れ」「縄入れ」ともいった。検地の結果、田畠に上・中・下・下下の四等級の区分をし、一反（三〇〇歩）ごとの収穫高を定めるとともに、その高に応じて年貢米を決定した。これを石盛りと称し上・中・下それぞれの合計反別に石盛を乗じたその反別よりの総収穫高を「分米」といった。このような方策は地域が限られ、また方法も多少の異なりはある。

しかし中世末期に至り、戦国大名が領内の土地・農民を直接統一支配するにいたつて、組織的かつ統一的に拡大して全国で実施させることとなつた。

尾張国における検地を文献によつてみると、

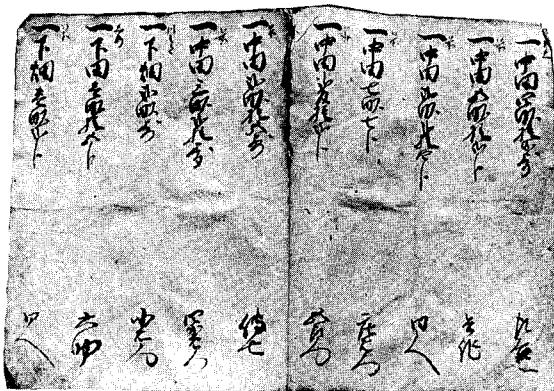


図2-64 検地の内容(大屋敷丹羽龍二氏所蔵)

1 織田信雄による検地

2 天正一九年（一五九二）の羽柴秀次による検地によつて「石高制」の確立

3 文禄二年（一五九三）豊臣秀吉による検地、すなわち「太閤検地」による制度の確立

4 慶長一三年（一六〇八）幕府は検地奉行、伊奈備前守忠次らに命じ領内の総検地をさせた、すなわち慶長検地・備前検地といわれるものである。

この時の総石高四十七万二千三百四十四石（尾張の地内のみ）が公称石高である。

慶長の検地

藩主徳川義直が慶長一三年（一六〇八）七月か十月までの三ヶ月間伊奈備前守忠次に命じて、尾張一円の検地を実施した。

この検地の基準は県史にしるされるものによると、土地の丈量には、田畠・野・山・屋敷を区分している。田畠には、六尺二寸五分を一間とし、野・山・屋敷は六尺五寸をもつて一間とし、それぞれ一間四方を一步とし、三〇〇歩をもつて一反とし、なお山にかぎり三六〇歩を一反とした。

その後、元禄七年九月（一六九四）屋敷は六尺二寸五分をもつて一間とすることに改められた。

こうした尾張藩で実施した検地方法は、幕府の命による六尺一分四方を一問としたものとくらべ、尾張の農民にとっては非常に有利であつた。

面積が定まると田畠にはそれぞれ等級がつけられた。これは田畠の肥沃、高低、乾湿などの土地の状況によつて、上・中・下・下々の四等級に分けられ、等級ごとに基準反当収穫高が示された。

この基準となる反当収穫高を「石盛」とよび、斗を単位として示された。尾張藩では上田を一五（一石五斗のこと）とし、中田、下田は二つづつ下り、上畠、中畠は中田、下田より二つ下り、下畠は中畠よりなお二つ下る方法が多くとられたようである。

表2-15 石 高（藩政時代、元禄14年（西暦1701）調査）

（丹羽郡誌記載のもの）

村名	元高	（郷帳所載）	村名	元高	（郷帳所載）
御供所村	五一三九五四	石	伝右工門新田	六六三四〇五	石
三右工門新田	一		大屋敷村	六六三四〇五	
九郎右工門新田	一		口	二、八四五二五八	
又助新田	一		坪	二三八九九七	
小折出新田	一		村	一、〇六一九二三	
長桜村	一		一	九〇四一〇四	
長桜替地新田	一		一	五四一六〇八	
宗雲新田	一		一	六八〇	
八左工門新田	一		一		
計	一三三七〇七		余野村	五五四四	
	一三三〇二三		河北村	六八〇	
	一三四〇二三		外坪村	二〇三	
	一六三九五〇		一	三七六	
	清右工門新田		一	二	
	六〇〇一九二三		一	一	
	六九五八五三九		一	一	

村名	種別	面積	定納米
河 北 村	田、畠	町 反 歩 4 6 08	石斗升合 1160
	松 荒 屋 敷	3 0 1 03	6 8 1
余 野 村	田	9 0 12	
	畠	3 0 5 28	9 1 1 0
	松 草 生 野	4 6 02	
外 坪 村	田、畠	5 2 6 26	8 5 5 0
大 屋 敷 村	ヤブ、松 生	4 1 5 13	1 3 3 3
	屋 敷	1 2 8 27	4 6 7
	田	12	4 0
	川	1 0 2	7 0
御 供 所 村	田、畠	1 3 4 08	2 0 0 0
	田	1 5 2 8	8 6 0
長 桜 村	田、畠	2 1 2 16	
	松 山	1 5 3 15	3 1 5 0
	屋 敷	2 2 7 20	
長 桜 替 地 新 田	田、畠	9 4 24	
	屋 敷	1 7 25	9 6 0
八 左 工 門 新 田	松 山	4 5 00	1 3 5
宗 雲 新 田	田、畠	3 0 21	4 0 0
	松 山	9 00	1 5
伝 右 工 門 新 田	田、畠	2 0 22	7 0 0
又 助 新 田	松 山	2 0 00	6 0
九 郎 右 工 門 新 田	畠、屋 敷	3 4 00	2 3 0
余 野 村	田	1 4 12	
	畠	6 6 20	1 4 0 0
外 坪 村	田、畠	2 2 16	
	松 山	3 5 00	1 2 2 5
	松 山	1 0 3 02	
大 屋 敷 村	松 山	5 7 17	1 4 4
御 供 所 村	草 野	8 8 9 28	
	石 原	1 8 0 09	6 1 0 6
	松 山	8 7 29	
宗 雲 新 田	松 山	4 7 5 00	1 2 6 6
三 右 工 門 新 田	畠	1 0 20	
	屋 敷、山 田、畠 敷、山	7 9 10	4 5 0
清 右 工 門 新 田	山 田、畠 敷、山	5 3 15	3 8 0
計			



図2-65 野外検地帳

見取所（見取場）開発直後の新田や地味の悪い山間、野など
の田畠を見取所といい、面積だけを調べ村
高にはいれず、年貢はおよその見積りで賦
課し「定納米」（毎年一定の米を納めること）土地が良く
なると検地をして、村高に編入されていた。
町内での見取所を天保の村絵図、尾張徇行記に見る
とつきの表のようであつた。

除

藩政時代には、神社・寺院の境内や、由緒ある人の宅地などにはとくに租税を免除された土地があつた。これを「除地」と称し、慶長一三年の伊奈備前守が検地したときにきめたので、別に「備前検」ともい

村名	場所	面積	除地区分
小折出新田	神明社内	二反歩	
御供所村	大福田・大明神社内	一反二畝步	
長桜村	桂林寺境内	一町二反余	
外坪村	大明神・神明源太夫 社内・松林共	一町余	
小口村	神明八幡大明神白山權 現相殿一社境内	一町余	
天神社内	春日天神社内(田地)	一反五畝步	
妙徳寺内	天王・神明二社境内(田地)	三反五畝步	
神明大明神社内	本光寺旧跡	四畝步	
妙徳寺内	神明大明神社内	二反三畝十四步	
神明八幡大日三社境内	二反七畝步	二反七畝步	
神明八幡大日三社境内	三反三畝十八步	九畝步	
社人居屋敷		一二畝步	
天神社内		一二畝步	
小口村	薬師堂地内	九畝十步	前々除
河北村	藏屋敷	一畝二十步	備前検除
余野村	神明二社境内	二反二十步	前々除
觀音堂境内	河北村	二畝十步	備前検除
徳林寺竜福庵寺内	金德庵境内	六畝二步	前々除
徳重庵境内	宝光院境内	八畝步	備前検除
神明八幡權現天神白山社内	三明神・神明諦訪縣官	四畝步	前々除
天神八幡社内	八幡宮熊野權現境内	五反九畝步	備前検除
		一反歩	
		三反七畝十五步	
	前々除		除地区分



図2-66 検地帳(寛文二年)

われている。

また慶長検地以前からの免稅地は、「前々除」といつて
いる。

除地は、編入されたり、新しい土地が指定になつたり
して多少の異動もあつたようであるが、町内の除地につ
いて尾張徇行記に記載されているものは、前頁の表のよ
うである。

このほか除地にかんするもので、公に対しては地租を
納入し、村で特別に公租を除きその分を村中で負担する
ものがあつた。これを「村除」といつてはいる。

検 地 帳 徵稅制度の基本として実施した検地の大要は以上のようにあるが、検地の完了したところから個人の名
前を記入し、それぞれの耕地の高をあわせて村全体の高として年貢徵収の土地台帳とした。これを検
地帳とよんでいる。また、新田を開拓したときは、その都度検地が実施され新田検地帳に記載された。

町内に保存されている検地帳は、非常に少なく貴重なものである。

大屋敷の丹羽龍一氏宅には、寛文二年（一六六二）に実施された大屋敷新田の検地帳（水帳）と、それ以後当地で
行われた検地の覚書が完全に近い姿で保存されている。

これらは、この地方の検地とその後の新田開発の経緯を知る上に大きな参考となつてゐる。

第五節 村の生活

概要

農民生活全般にわたる統制は、非常にきびしいものであつた。なかでも衣・食・住に対する制限は多くまた強く実施された。

慶安二年（一六四九）に公布された「慶安の御触書」は、全文三十二か条よりなるもので、その主な目的は、

- (1) 農民の消費生活全般を規制する。
- (2) 年貢の確保・増大をはかる
- (3) 農村自治の維持・安定につとめる

であり、これは藩政時代における農村統治にかんする、もつとも重要な取締りであつたといわれている。

また尾張藩は、寛文六年（一六六六）、宝暦九年（一七五五）、寛政、天保の改革といづれも農民生活にかんする僕約令を発している。

これらは同じ農民の中でも、とりわけ平百姓（小百姓）にとつてはとくにきびしい規則であつた。

衣類については、木綿以外のものの使用がかたく禁じられ、食物は、雑穀を主食として食べた。すなわち麦・粟・稗などであり、米はほとんど百姓の口にはいることはなかつたといわれる。

また日常の履物も、わらぞうりに限られていた。一方農民の休日（遊び日）も藩が定めた日に限定されていた、これは多くの農民が勝手に作業を休むことによる農産物、とくに米の生産に支障を与え、ひいてはこれが年貢の収納に